

能登町社会福祉協議会地域福祉推進員設置事業実施要綱

(目的)

第1条 地域で見守りや簡易な生活支援が必要な高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）が地域の中で安心して暮らせるために、日常的に見守り活動等を行う地域福祉推進員（以下「推進員」という。）を設置し、地域福祉を推進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 推進員は、担当地区の民生委員児童委員と協力し、次に掲げる活動を行う。

- (1) 要援護者の声かけ、見守り活動を民生委員児童委員と協力して日常的に行う。
- (2) 要援護者の実態を把握し、民生委員児童委員に報告する。
- (3) 要援護者の相談に応じ、簡易な生活支援を民生委員児童委員と連携して行う。
- (4) 町、社会福祉協議会と連携し、安否確認、調査、情報提供等の協力を行う。
- (5) その他、地域の実情に応じて必要な活動を行う。

(選任)

第3条 行政区（区・町会）ごとに推進員を置くことができる。担当地区の民生委員児童委員が推薦し、区長・町内会長の同意を得て選任する。

(委嘱)

第4条 推進員は、能登町社会福祉協議会会長が委嘱する。

2 推進員の任期は、2年10か月とし、再任を妨げない。また、補充により就任した推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(遵守事項)

第5条 推進員が活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、能登町社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

- ・この要綱は、平成24年7月1日より施行する。
- ・第4条第2項の規定にかかわらず、最初に選任された地域福祉推進員の任期は、平成25年11月30日までとする。
- ・この要綱は、令和7年2月3日より施行する。